

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 障害福祉係	記載者職・氏名 西谷 多香子
-------------------	----------------

新規・継続	継続	予算事業コード	1052
No 3601	補助金名	下田市身体障害者福祉会補助金	
根拠法			
交付要綱等名称 下田市負担金補助及交付金に関する規則			
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-4 障害者(児)福祉	
	基本目標	障害者(児)が安心して暮らし、地域社会の一員として自立できるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	下田市身体障害者福祉会	事務局	下田市身体障害者福祉会
補助金の性質	<input type="radio"/> 運営費的補助 <input checked="" type="radio"/> 活動費的補助 <input type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	補助終期設定	補助率	% 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	115,000	0	115,000
30	115,000	0	115,000
29	115,000	0	115,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	115,000	0	115,000
28	115,000	0	115,000
27	115,000	0	115,000
26	130,000	0	130,000
25	130,000	0	130,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	身体障害者の自立及び社会参加の促進のため	
目的・内容	② 多様化する社会構造の中で身体に障害を持つ人たちが障害を克服し社会の一員として自立と生きがいのある生活を送る活動を続けるための活動を支援する	9
国・県の補助の有無	なし	
公益性の所在	① 公共の福祉、ノーマライゼーションの理念の実現の施策であり、公共性は高い	8
市が補助すべき理由	② 身体障害者の福祉の向上のため、会員の生活向上と社会参加の促進、地域社会の理解と相互協力の推進、情報提供の強化を図る	9
代替手段との比較	なし	
補助金の主な使途	③ 福祉会活動の支援	10
当初目的の達成度	会の活動を通して社会参加の促進、住民に対する障害者への理解、情報提供等福祉の向上に寄与している	
予算要求額の算出根拠・方法	③ 身体障害者の福祉の向上のため	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	③ 繰越金の方が補助金合計額より多い。自動販売機売上金が増加した。自動販売機売上金については今後の推移を見守り補助金額の見直しについても検討したい。	5
成果・費用対効果	④ 平成29年度事業実績 → ①身障福祉会大会 ②研修旅行 ③県主催スポーツ大会参加 ④東部地区身障者スポーツ大会参加 ⑤賀茂郡スポーツ大会 ⑥ふれあい広場 ⑦身体障害者キャンペーン ⑧相談事業 等	10
同一団体への他の補助金の有無	静岡県身体障害者福祉会	
廃止の見込み、廃止の影響	障害者福祉施策の拡充が求められているが、賀茂郡身体障害者福祉会が平成29年度をもって解散しており下田市においても会員の減少、高齢化が進行している。廃止した場合は存続が危ぶまれ影響は大と思われる。	

○評価点

①公益性	8	②必要性	9	③適格性	8.33	④効果	10
------	---	------	---	------	------	-----	----

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 障害福祉係	記載者職・氏名 西谷 多香子
-------------------	----------------

新規・継続	継続	予算事業コード	1102
No 3602	補助金名	心身障害者扶養共済保険料補助金	
根拠法			
交付要綱等名称 心身障害者扶養共済保険料助成実施要綱			
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-4 障害者(児)福祉	
	基本目標	障害者(児)が安心して暮らし、地域社会の一員として自立できるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	心身障害者扶養共済加入者	事務局	福祉事務所 障害福祉係
補助金の性質	<input type="radio"/> 運営費の補助 <input type="radio"/> 活動費の補助 <input checked="" type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	61	補助終期設定	補助率 50% 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	879,000	0	879,000
30	665,000	0	665,000
29	561,000	0	561,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	580,200	0	580,200
28	528,300	0	528,300
27	505,000	0	505,000
26	302,000	0	302,000
25	446,600	0	446,600

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	昭和44年12月に静岡県心身障害者扶養共済制度条例が制定され、下田市では昭和61年度からその掛金の一部を補助するようになった	
目的・内容 ②	静岡県心身扶養共済制度に加入した場合、納入した掛金の一部を助成 平成24年度改正 掛金基本分(1口)×1/4 → 掛金総額(2口まで)×1/2	9
国・県の補助の有無	なし	
公益性の所在 ①	公共の福祉、ノーマライゼーションの理念の実現の施策であり公共性は高い	8
市が補助すべき理由 ②	障害者家族の経済的支援を図るため	9
代替手段との比較	なし	
補助金の主な使途 ③	経済的支援	10
当初目的の達成度	障害者家族の経済的な援助となっている	
予算要求額の算出根拠・方法 ③	掛金総額の1/2を助成 平成31年度(掛金総額1,756,350円×1/2=878,175円) 補助対象者8人 平成30年度(掛金総額1,329,450円×1/2=664,725円) 補助対象者7人	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較 ③		
成果・費用対効果 ④	保護者が支払った掛金の1/2を補助することにより、障害者福祉の向上を図っている	10
同一団体への他の補助金の有無	なし	
廃止の見込み、廃止の影響	心身障害者の保護者等の経済的自立基盤の安定に影響	

○評価点

①公益性	8	②必要性	9	③適格性		④効果	10
------	---	------	---	------	--	-----	----

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 障害福祉係	記載者職・氏名 西谷 多香子
-------------------	----------------

新規・継続	継続	予算事業コード	1110
No 3604	補助金名	あしたば会運営費補助金	
根拠法			
交付要綱等名称 下田市負担金補助及交付金に関する規則			
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-4 障害者(児)福祉	
	基本目標	障害者(児)が安心して暮らし、地域社会の一員として自立できるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	あしたば会	事務局	あしたば会(あしたば作業所内)
補助金の性質	<input checked="" type="radio"/> 運営費的補助 <input type="radio"/> 活動費的補助 <input type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	補助終期設定	補助率	30% 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	20,000	0	20,000
30	20,000	0	20,000
29	20,000	0	20,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	19,800	0	19,800
28	19,800	0	19,800
27	19,800	0	19,800
26	19,800	0	19,800
25	19,700	0	19,700

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	昭和47年4月 「伊豆あしたば会」として発足 平成16年4月 「あしたば作業所」完成 平成16年5月 「あしたば会」に名称変更	
目的・内容 ②	精神保健福祉の普及活動、地域社会における精神障害者の家族間の親睦、精神障害者の家庭及び明るい社会を築くことを目的とする。	9
国・県の補助の有無	なし	
公益性の所在 ①	公共の福祉、ノーマライゼーションの理念の実現の施策であり公共性は高い	8
市が補助すべき理由 ②	精神障害者福祉は入院医療中心の施策から在宅福祉の施策へと転換期を迎え地域との共生が求められており、家族会の活動が重要となる	9
代替手段との比較	なし	
補助金の主な使途 ③	会の活動の支援	10
当初目的の達成度	障害者をかかえる家族相互の親睦や相談支援の充実に寄与している	
予算要求額の算出根拠・方法 ③	賀茂町長会で査定される 賀茂地区助成金の30%	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較 ③	繰越金の方が補助金合計額より少ない	10
成果・費用対効果 ④	あしたば作業所の運営を核として、支部(地区)活動を展開し、会員の増加、関係機関、一般住民への啓発に努めている	10
同一団体への他の補助金の有無	賀茂郡下5町(東伊豆・河津・南伊豆・松崎・西伊豆)	
廃止の見込み、廃止の影響	賀茂地区で支援している団体であり、下田市だけ廃止することはできない	

○評価点

①公益性	8	②必要性	9	③適格性	10	④効果	10
------	---	------	---	------	----	-----	----

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 社会福祉係 記載者職・氏名 係長 新谷 大輔

新規・継続	継続	予算事業コード	1000
No 3701	補助金名	下田人権擁護委員協議会補助金	
根拠法		人権擁護委員法	
交付要綱等名称		下田市負担金補助及交付金に関する規則	
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-1	地域福祉
	基本目標	住み慣れた地域や家庭で住み続けられるよう、すべての人が互いに思いやり、ともに生きることができるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	下田人権擁護委員協議会	事務局	静岡地方法務局下田支局
補助金の性質	<input type="radio"/> 運営費的補助 <input checked="" type="radio"/> 活動費的補助 <input type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	補助終期設定	補助率	% 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	104,000	0	104,000
30	109,000	0	109,000
29	87,000	0	87,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	86,800	0	86,800
28	86,900	0	86,900
27	86,900	0	86,900
26	87,000	0	87,000
25	87,000	0	87,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	人権擁護委員法の施行を受けた協議会の設立 法第6条「人権擁護委員は、法務大臣が各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに人権擁護委員協議会を組織する。」	
目的・内容 ②	人権擁護活動及び人権擁護思想の啓発	10
国・県の補助の有無	無	
公益性の所在 ①	人権擁護委員は法務大臣が委嘱し国民の基本的人権の侵犯のないよう監視し、その救済のための適切な処置をとる重要な役割を担っている。	10
市が補助すべき理由 ②	委員は無報酬で活動しており、啓発活動等に要する経費については、国や地方公共団体が協力する必要がある。	10
代替手段との比較	なし	
補助金の主な使途 ③	各種啓発活動に要する事業費	9
当初目的の達成度		
予算要求額の算出根拠・方法 ③	要望額を賀茂郡町長会にて査定 ※30年度は関東ブロックの研究発表大会が静岡県で開催されることに伴う増額	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較 ③	補助金交付額 > 繰越金・積立額	10
成果・費用対効果 ④	人権擁護活動及び人権擁護思想の啓発	10
同一団体への他の補助金の有無	賀茂郡他町の補助金	
廃止の見込み、廃止の影響	廃止した場合、法に基づく委員活動が困難になる。 また、賀茂郡1市5町で協調補助しており、単独での廃止は理解が得られない。	

○評価点

①公益性	10	②必要性	10	③適格性	9.33	④効果	10
------	----	------	----	------	------	-----	----

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 社会福祉係 記載者職・氏名 係長 新谷 大輔

新規・継続	継続	予算事業コード	1000
No 3702	補助金名	下田地区保護司会補助金	
根拠法		保護司法	
交付要綱等名称		下田市負担金補助及交付金に関する規則	
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-1 地域福祉	
	基本目標	住み慣れた地域や家庭で住み続けられるよう、すべての人が互いに思いやり、ともに生きることができるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	下田地区保護司会	事務局	福祉事務所 社会福祉係
補助金の性質	<input type="radio"/> 運営費的補助 <input checked="" type="radio"/> 活動費的補助 <input type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	補助終期設定	補助率	% 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	104,000	0	104,000
30	104,000	0	104,000
29	104,000	0	104,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	103,300	0	103,300
28	103,400	0	103,400
27	103,500	0	103,500
26	103,600	0	103,600
25	103,500	0	103,500

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	保護司法を受けた保護司会の設立 法第13条「保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。」	
目的・内容 ②	犯罪を犯した者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努める。	10
国・県の補助の有無	無	
公益性の所在 ①	凶悪犯罪化やその低年齢化の一途の社会情勢の下、犯罪者の更生や青少年の健全育成、犯罪予防に貢献している。	10
市が補助すべき理由 ②	法第17条において、地方公共団体には保護司、保護司会の活動趣旨を考慮し、必要な協力をすることが求められている。	10
代替手段との比較	なし	
補助金の主な使途 ③	犯罪予防活動、処遇支援活動等の事業費	10
当初目的の達成度		
予算要求額の算出根拠・方法 ③	要望額を賀茂郡町長会にて査定	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較 ③	補助金交付額>繰越金・積立額	10
成果・費用対効果 ④	犯罪を犯した者の更生、地域での処遇改善。青少年の健全な成長	10
同一団体への他の補助金の有無	賀茂郡他町補助金、更生保護協会助成金	
廃止の見込み、廃止の影響	廃止した場合、法に基づく活動が困難となる。 また、賀茂郡1市5町で協調補助しており、単独での廃止は理解が得られない。	

○評価点

①公益性	10	②必要性	10	③適格性	9.67	④効果	10
------	----	------	----	------	------	-----	----

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 社会福祉係 記載者職・氏名 係長 新谷 大輔

新規・継続	継続	予算事業コード	1000
No 3703	補助金名	下田市遺族会補助金	
根拠法	下田市遺族会規約		
交付要綱等名称	下田市負担金補助及交付金に関する規則		
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-1	地域福祉
	基本目標	住み慣れた地域や家庭で住み続けられるよう、すべての人が互いに思いやり、ともに生きることができるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	下田市遺族会	事務局	福祉事務所 社会福祉係
補助金の性質	<input type="radio"/> 運営費的補助 <input checked="" type="radio"/> 活動費的補助 <input type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	補助終期設定	補助率	% 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	109,000	0	109,000
30	109,000	0	109,000
29	109,000	0	109,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	109,000	0	109,000
28	109,000	0	109,000
27	109,000	0	109,000
26	109,000	0	109,000
25	109,000	0	109,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ		
目的・内容 ②	戦没者・戦災者の慰霊、遺家族の救済と遺家族相互間の親睦、福祉の向上	9
国・県の補助の有無	無	
公益性の所在 ①	戦没者の冥福と恒久平和の実現を願う慰霊祭の開催	8
市が補助すべき理由 ②	慰霊祭の開催に市も協力している。	9
代替手段との比較	なし	
補助金の主な使途 ③	戦没者・戦災者合同慰霊祭等の事業費	9
当初目的の達成度		
予算要求額の算出根拠・方法 ③	要望額に基づき査定	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較 ③	補助金交付額 > 繰越金・積立額	10
成果・費用対効果 ④	戦没者・戦災者遺家族の処遇改善	9
同一団体への他の補助金の有無	下田市社会福祉協議会が市と同額補助	
廃止の見込み、廃止の影響	廃止した場合、慰霊祭の開催が困難となり、市直営で行う必要が生じる。	

○評価点

①公益性	8	②必要性	9	③適格性	9.33	④効果	9
------	---	------	---	------	------	-----	---

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 社会福祉係	記載者職・氏名 係長 新谷 大輔
-------------------	------------------

新規・継続	継続	予算事業コード	1000
No 3704	補助金名	下田市社会福祉協議会補助金	
根拠法	社会福祉法		
交付要綱等名称	社会福祉法人の助成に関する条例、下田市社会福祉協議会補助金交付要綱		
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-1	地域福祉
	基本目標	住み慣れた地域や家庭で住み続けられるよう、すべての人が互いに思いやり、ともに生きることができるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	(福)下田市社会福祉協議会	事務局	
補助金の性質	<input checked="" type="radio"/> 運営費的補助 <input type="radio"/> 活動費的補助 <input type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	補助終期設定	補助率	% 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	20,975,000	0	20,975,000
30	18,794,000	0	18,794,000
29	9,604,000	0	9,604,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	9,604,000	0	9,604,000
28	6,332,000	3,000,000	9,332,000
27	5,635,000	3,000,000	8,635,000
26	5,105,000	3,000,000	8,105,000
25	4,766,000	3,000,000	7,766,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	社会福祉事業法(現:社会福祉法)を受けた協議会の設立		
目的・内容	②	地域福祉活動の推進及び福祉サービスの提供	10
国・県の補助の有無	無		
公益性の所在	①	市と連携、協力して地域福祉の推進に取り組んでおり、地域福祉活動の中核を担っている。	10
市が補助すべき理由	②	法第58条において、地方公共団体は、必要があると認めるときは社会福祉法人に対し、補助金を支出することができることとされている。社会福祉協議会が行う事業(介護サービスを除く。)は、収益を目的とするものではないため、法人運営に関し、必要な支援を行う必要がある。	10
代替手段との比較	なし		
補助金の主な使途	③	法人運営・地域福祉活動推進事業・福祉相談事業に要する人件費	10
当初目的の達成度			
予算要求額の算出根拠・方法	③	30年度に地域福祉活動センター事業補助金を統合・一本化した。社会福祉協議会職員(5名分)人件費(県社協委託金を除く。)の75%相当額(28,816千円-849千円)×75%≒20,975千円	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	③	補助金交付額>繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	④	下田市地域福祉計画に基づく地域福祉活動の推進	10
同一団体への他の補助金の有無	下田市地域福祉活動計画推進事業補助金		
廃止の見込み、廃止の影響	本体部分(地域福祉活動)への支援が不十分であり、介護サービスの利益を繰り入れなければ成り立たない現状にある。(本来、介護サービスの利益は従事者の処遇改善や環境整備などの良質なサービス提供に向けて使用するもの)廃止した場合、法人運営自体が立ち行かなくなり、市の福祉政策にも影響する。		

○評価点

①公益性	10	②必要性	10	③適格性	9.33	④効果	10
------	----	------	----	------	------	-----	----

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 社会福祉係 記載者職・氏名 係長 新谷 大輔

新規・継続	継続	予算事業コード	1000
No 3705	補助金名	下田市地域福祉活動計画推進事業補助金	
根拠法	社会福祉法		
交付要綱等名称	下田市負担金補助及交付金に関する規則		
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-1 地域福祉	
	基本目標	住み慣れた地域や家庭で住み続けられるよう、すべての人が互いに思いやり、ともに生きることができるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	(福)下田市社会福祉協議会	事務局	
補助金の性質	<input type="radio"/> 運営費的補助 <input checked="" type="radio"/> 活動費的補助 <input type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	補助終期設定	補助率	% 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	2,500,000	0	2,500,000
30	2,500,000	0	2,500,000
29	2,500,000	0	2,500,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	2,500,000	0	2,500,000
28	2,500,000	0	2,500,000
27	2,500,000	0	2,500,000
26	2,500,000	0	2,500,000
25	2,500,000	0	2,500,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	平成17・18年度に実施した地域福祉ネットワーク事業委託(国県補助)を受け、地域福祉活動の推進のために補助事業に移行したもの。		
目的・内容 ②	下田市地域福祉計画に基づき地域のネットワークづくりなどの地域福祉活動を支援し、地域福祉を推進する。		10
国・県の補助の有無	無		
公益性の所在 ①	地域福祉について、行政や地域住民と共に推進している。		10
市が補助すべき理由 ②	市が策定する「地域福祉計画」と社協が策定する「地域福祉活動計画」は相関関係にあり、掲げた理念を実現するためには実施計画である「地域福祉活動計画」に基づく事業実施を補助していく必要がある。		10
代替手段との比較	なし		
補助金の主な使途 ③	地域福祉活動計画に基づく小地域福祉活動やふれあいサロン、災害ボランティア本部機能の事業費		10
当初目的の達成度			
予算要求額の算出根拠・方法 ③	地域福祉活動事業を推進するための事業費		9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較 ③	補助金交付額 > 繰越金・積立額		10
成果・費用対効果 ④	29年度実施内容 小地域福祉活動の支援(市内7地区)、福祉会館ふれあいサロン(年5回)、災害ボランティア本部機能の強化に関する活動(年12回)、障害者支援に関する取組み(身障者スポーツ大会の運営支援)		10
同一団体への他の補助金の有無	下田市社会福祉協議会補助金(旧:地域福祉活動センター補助金を含む。)		
廃止の見込み、廃止の影響	既存計画の理念に反することになるため、理解が得られない。		

○評価点

①公益性	10	②必要性	10	③適格性	9.67	④効果	10
------	----	------	----	------	------	-----	----

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 社会福祉係	記載者職・氏名 係長 新谷 大輔
-------------------	------------------

新規・継続	継続	予算事業コード	1001
No 3707	補助金名	下田市民生委員児童委員協議会補助金	
根拠法	民生委員法		
交付要綱等名称	下田市民生委員児童委員活動費補助金交付要綱		
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-1	地域福祉
	基本目標	住み慣れた地域や家庭で住み続けられるよう、すべての人が互いに思いやり、ともに生きることができるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	下田市民生委員児童委員協議会	事務局	福祉事務所 社会福祉係
補助金の性質	<input type="radio"/> 運営費的補助 <input checked="" type="radio"/> 活動費的補助 <input type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	補助終期設定	補助率	% 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	607,000	3,938,000	4,545,000
30	607,000	3,938,000	4,545,000
29	607,000	3,938,000	4,545,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	556,140	3,988,860	4,545,000
28	610,000	3,944,000	4,554,000
27	601,000	3,944,000	4,545,000
26	600,940	3,944,060	4,545,000
25	600,940	3,944,060	4,545,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	民生委員法を受けた協議会の設立 法第20条「民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに民生委員協議会を組織しなければならない。」	
目的・内容	② 住民に対し相談や援助等を行い、社会福祉の推進に努める。	10
国・県の補助の有無	民生委員事務費負担金(県) ※都道府県には地方交付税にて措置	
公益性の所在	① 民生委員児童委員は厚生労働大臣が委嘱しており、市や関係行政機関とのパイプ役として要 援護者支援の役割を担っている。	10
市が補助すべき理由	② 地域住民の立場に立った福祉に関する相談支援は、社会状況の変化により、ニーズが高まって おり、委員活動の果たす役割は極めて重要である。	10
代替手段との比較	なし	
補助金の主な使途	③ 委員活動や調査研究に要する事業費	10
当初目的の達成度		
予算要求額の算出根拠・方法	③ 県負担金単価に定数等を乗じて得た額(+市単独分)	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	③ 補助金交付額>繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	④ 「福祉行政報告例」より 平成29年度 各種相談・支援件数 1,173件、その他の活動件数 2,809件 平成28年度 各種相談・支援件数 1,518件、その他の活動件数 2,786件 平成27年度 各種相談・支援件数 1,529件、その他の活動件数 2,731件	9
同一団体への他の補助金の有無	社会福祉協議会交付金(県社協→市社協→協議会)	
廃止の見込み、廃止の影響	法に基づく県負担金が原資であり、法・制度が変更とならない限り廃止できない。	

○評価点

①公益性	10	②必要性	10	③適格性	9.67	④効果	9
------	----	------	----	------	------	-----	---

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 社会福祉係 記載者職・氏名 係長 新谷 大輔

新規・継続	継続	予算事業コード	1203
No 3708	補助金名	下田市老人クラブ連合会補助金	
根拠法	老人福祉法		
交付要綱等名称	下田市負担金補助及交付金に関する規則		
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-3 高齢者福祉	
	基本目標	住み慣れた環境のもとで、心豊かに、自立した日常生活を送ることのできるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	下田市老人クラブ連合会	事務局	(福)下田市社会福祉協議会
補助金の性質	<input checked="" type="radio"/> 運営費的補助 <input type="radio"/> 活動費的補助 <input type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	補助終期設定	補助率	% 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	192,000	304,000	496,000
30	192,000	304,000	496,000
29	192,000	304,000	496,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	303,680	180,000	483,680
28	196,030	288,000	484,030
27	224,400	259,000	483,400
26	203,240	288,000	491,240
25	203,070	293,000	496,070

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ		
目的・内容	② 活力ある長寿社会の実現に向け、高齢者の生きがいと健康づくりの促進	10
国・県の補助の有無	在宅福祉事業補助金(県) ※補助率は2/3以内となっており、県予算の枠内で調整される。	
公益性の所在	① 高齢者の立場からの提言、提案、活動を通してよりよい地域社会づくりの役割を担っている。	8
市が補助すべき理由	② 法第13条第2項において、老人福祉の増進を目的とする事業の振興と事業を行う者(老人クラブなど)に対して適当な援助をすることが地方公共団体の努力義務となっている。	9
代替手段との比較	なし	
補助金の主な使途	③ 運営費、事業費	9
当初目的の達成度		
予算要求額の算出根拠・方法	③ ①基準額200,000円+@70円×800人=256,000円 ②特別事業 200,000円 ③ゆうあい訪問促進事業 40,000円(県補助対象外) ①+②+③=496,000円	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	③ 補助金交付額>繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	④ グラウンドゴルフ大会、レクリエーションダンス交流会、観光ウォーキング、演芸大会、ふれあいサロンを開催し、生きがいづくり・健康づくりに貢献	9
同一団体への他の補助金の有無	社会福祉協議会補助金、県老連補助金	
廃止の見込み、廃止の影響	廃止した場合、財源不足に陥り、老人クラブ活動の停滞を招く。 また、法の趣旨に反することになるため、理解が得られない。	

○評価点

①公益性	8	②必要性	9.5	③適格性	9.33	④効果	9
------	---	------	-----	------	------	-----	---

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 社会福祉係	記載者職・氏名 係長 新谷 大輔
-------------------	------------------

新規・継続	継続	予算事業コード	1203
No 3709	補助金名	老人クラブ運営費補助金	
根拠法		老人福祉法	
交付要綱等名称		下田市負担金補助及交付金に関する規則	
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-3	高齢者福祉
	基本目標	住み慣れた環境のもとで、心豊かに、自立した日常生活を送ることのできるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	下田市老人クラブ連合会	事務局	(福)下田市社会福祉協議会
補助金の性質	<input type="radio"/> 運営費的補助 <input checked="" type="radio"/> 活動費的補助 <input type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	補助終期設定	補助率	% 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	252,000	504,000	756,000
30	240,000	480,000	720,000
29	240,000	480,000	720,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	296,000	388,000	684,000
28	298,000	422,000	720,000
27	333,000	387,000	720,000
26	334,000	422,000	756,000
25	337,000	527,000	864,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ		
目的・内容	② 活力ある長寿社会の実現に向け、高齢者の生きがいと健康づくり促進	10
国・県の補助の有無	在宅福祉事業補助金(県) ※補助率は2/3以内となっており、県予算の枠内で調整が行われる。	
公益性の所在	① 地域の奉仕活動への参加や世代間交流など、地域社会の一員として高齢者の生きがい対策と健康づくり促進に寄与している	8
市が補助すべき理由	② 法第13条第2項において、老人福祉の増進を目的とする事業の振興と事業を行う者(老人クラブなど)に対して適当な援助をすることが地方公共団体の努力義務となっている。	9
代替手段との比較	なし	
補助金の主な使途	③ 単位老人クラブの活動費	9
当初目的の達成度		
予算要求額の算出根拠・方法	③ 平成30年度 @3,000円×20クラブ×12ヶ月=720,000円 ※平成31年度は21クラブの見込	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	③ 補助金交付額>繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	④ 平成29年度 クラブ数 19、加入者数 624人、加入率 6.0% 平成28年度 クラブ数 20、加入者数 629人、加入率 5.9% 平成27年度 クラブ数 20、加入者数 620人、加入率 5.8%	9
同一団体への他の補助金の有無	社会福祉協議会補助金、県老連補助金	
廃止の見込み、廃止の影響	廃止した場合、財源不足に陥り、老人クラブ活動の停滞を招く。 また、法の趣旨に反することになるため、理解が得られない。	

○評価点

①公益性	8	②必要性	9.5	③適格性	9.33	④効果	9
------	---	------	-----	------	------	-----	---

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 社会福祉係 記載者職・氏名 係長 新谷 大輔

新規・継続	継続	予算事業コード	1205
No 3710	補助金名	シルバー人材センター補助金	
根拠法	高齢者等の雇用の安定等に関する法律		
交付要綱等名称	下田市社会福祉施設補助金交付要綱		
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-3	高齢者福祉
	基本目標	住み慣れた環境のもとで、心豊かに、自立した日常生活を送ることのできるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	(一社)下田市シルバー人材センター	事務局	
補助金の性質	<input checked="" type="radio"/> 運営費的補助 <input type="radio"/> 活動費的補助 <input type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	補助終期設定	補助率	% 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	2,336,000	0	2,336,000
30	2,336,000	0	2,336,000
29	2,336,000	0	2,336,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	2,336,000	0	2,336,000
28	2,336,000	0	2,336,000
27	2,336,000	0	2,336,000
26	2,336,000	0	2,336,000
25	2,596,000	0	2,596,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	シルバー人材センターの設立	
目的・内容	② 高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図る。	10
国・県の補助の有無	高齢者就業機会確保事業費等補助金(国) ※直接補助	
公益性の所在	① 高齢者の能力の活用と生きがいの充実により活力のある地域社会づくりに寄与している。	8
市が補助すべき理由	② 法第5条において、地方公共団体は必要な援助等を行うこと、必要な施策を総合的かつ効果的に推進することが努力義務となっている。	10
代替手段との比較	なし	
補助金の主な用途	③ 事務局職員人件費及び法人運営費	10
当初目的の達成度		
予算要求額の算出根拠・方法	③ これまで県補助金の交付を受けていた際の市負担額を維持していたが、受託件数等も横ばいであり、経常収支はマイナスである。事務費配分率を見直すなどの自助努力による改善を図っているが、基盤強化が必要である。	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	③ 補助金交付額 > 繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	④ 平成27年度 会員数110人、受託件数861件、就業率70.9% 平成28年度 会員数114人、受託件数892件、就業率71.1% 平成29年度 会員数105人、受託件数876件、就業率78.1%	9
同一団体への他の補助金の有無	高齢者就業機会確保事業費等補助金(国)	
廃止の見込み、廃止の影響	地方公共団体の補助金額を上限として国が補助しているため、市補助金を廃止した場合、国庫補助も受けられなくなり、法人運営が困難となる。	

○評価点

①公益性	8	②必要性	10	③適格性	10	④効果	9
------	---	------	----	------	----	-----	---

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 社会福祉係 記載者職・氏名 係長 新谷 大輔

新規・継続	継続	予算事業コード	1451
No 3711	補助金名	育児用品購入費助成金	
根拠法			
交付要綱等名称		下田市育児用品購入費助成事業実施要綱	
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-2 子育て支援	
	基本目標	子どもが、いきいき輝き・健やかに育つ子育て支援社会を目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	満1歳に満たない乳児の保護者	事務局	
補助金の性質	<input type="radio"/> 運営費的補助 <input type="radio"/> 活動費的補助 <input checked="" type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	H 29	補助終期設定	補助率 % 1件当たり補助上限額 30,000 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	0	3,000,000	3,000,000
30	0	3,000,000	3,000,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	254,807	1,000,000	1,254,807

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	人口減対策として、子どもを産み育てやすくする施策(子育て世代に対する助成)を施政方針に位置付けたことによる。	
目的・内容	② 子育てに要する経済的負担の軽減を目的とし、対象乳児1人につき、育児用品の購入費(上限3万円)を助成	8
国・県の補助の有無	無	
公益性の所在	① 人口減対策(子どもを産み育てやすくする環境の整備)	8
市が補助すべき理由	② 下田市子ども子育て支援事業計画において、「地域における子育ての支援」が基本目標の一つであり、「子育てに伴う経済的負担の軽減」を施策体系に位置付けている。	9
代替手段との比較		
補助金の主な使途	③ 育児用品の購入費	8
当初目的の達成度		
予算要求額の算出根拠・方法	③ @30,000円×100人分 ※財源として子育て支援基金を活用	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	③ (該当しない)	10
成果・費用対効果	④ 平成29年度 助成件数 42件	7
同一団体への他の補助金の有無		
廃止の見込み、廃止の影響	29年度新規事業	

○評価点

①公益性	8	②必要性	8.5	③適格性	9	④効果	7
------	---	------	-----	------	---	-----	---

平成30年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 福祉事務所 社会福祉係	記載者職・氏名 係長 新谷 大輔
-------------------	------------------

新規・継続	継続	予算事業コード	1451
No 3712	補助金名	下田市中学校就学準備給付金	
根拠法			
交付要綱等名称 下田市中学校就学準備給付金支給要綱			
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-2	子育て支援
	基本目標	子どもが、いきいき輝き・健やかに育つ子育て支援社会を目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	中学校への入学を予定している児童の保護者	事務局	
補助金の性質	<input type="radio"/> 運営費的補助 <input type="radio"/> 活動費的補助 <input checked="" type="radio"/> 施策的補助 <input type="radio"/> 奨励的補助		
補助開始年度	H 30	補助終期設定	補助率 % 1件当たり補助上限額 30,000 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
31	0	4,200,000	4,200,000
30	0	4,200,000	4,200,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
29	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	人口減対策として、妊娠から18歳までの切れ目のない子育て支援の推進が施設方針に位置付けられたことによる。	
目的・内容 ②	子育てに要する保護者の経済的負担の軽減を目的とし、対象児童1人につき、3万円の給付金を支給	8
国・県の補助の有無	無	
公益性の所在 ①	人口減対策(子どもを産み育てやすくする環境の整備)	8
市が補助すべき理由 ②	下田市子ども子育て支援事業計画において、「地域における子育ての支援」が基本目標の一つであり、「子育てに伴う経済的負担の軽減」を施策体系に位置付けている。	9
代替手段との比較		
補助金の主な使途 ③	中学校就学に要する経費	8
当初目的の達成度		
予算要求額の算出根拠・方法 ③	@30,000円×140人分 ※財源として子育て支援基金を活用	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較 ③	(該当しない)	10
成果・費用対効果 ④	30年度新規事業	
同一団体への他の補助金の有無		
廃止の見込み、廃止の影響	30年度新規事業	

○評価点

①公益性	8	②必要性	8.5	③適格性	9	④効果	
------	---	------	-----	------	---	-----	--